

半田市職員の旧姓使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等により改める前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に引き続き使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の範囲)

第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、容易に職員の同一性を確認することができ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を招くおそれがないもののうち、別表第1に掲げるものとする。

2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げるものとする。

(旧姓使用の承認申請)

第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書（第1号様式）（以下「承認申請書」という。）を戸籍上の氏の変更に係る届出をする際に併せて、所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。

(旧姓使用の承認)

第4条 任命権者は、承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（第2号様式）（以下「承認通知書」という。）により、その旨を所属長を経由して当該承認の申請をした職員に通知するものとする。

(旧姓使用職員の責務)

第5条 前条第1項の規定により旧姓の使用を承認された職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓の使用にあたり、市民、関係機関及び他の職員に誤解を生じさせたり、混乱を招いたりしないよう努めなければならない。

2 旧姓使用職員が所属を異動することとなったときは、自らが旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告するとともに、承認通知書の写しを所属長に提出するものとする。

(旧姓使用の中止)

第6条 旧姓の使用を承認された職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届（第3号様式）を所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。

(所属長の責務)

第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(他団体等への派遣職員の適用除外)

第8条 他の地方公共団体及び公益法人その他の団体へ派遣された職員については、

派遣先の団体の取扱いによるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から起算して2か月以内に承認申請書を任命権者に提出することにより、第3条に規定する旧姓使用の承認の申請をすることができる。

別表第1（第2条関係）

基準	文書等の具体例
1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれがないもの	名札、名刺、職場での呼称、グループウェア内の氏名、メールアドレス、電話番号配置図、各種文書における担当者氏名等
2 専ら組織内部で使用される文書等のうち、容易に職員の同一性を確認することができるもの	起案文書、決裁文書及び供覧文書等に係る押印又は署名、会計伝票に係る氏名及び押印（ただし、出納員及び会計職員に係るものを除く。）、復命書、事務分担表、事務引継書等
3 職員の権利義務に係る文書等のうち、容易に職員の同一性を確認することができ、かつ、法令上特別な効果を生じるおそれがないもの	給与関係届出に関する文書（所得税及び口座振込に関するものを除く。）、育児休業・部分休業等に関する届出等、職員互助会に関する申込等

別表第2（第2条関係）

基準	文書等の具体例
1 職員の身分等に関する文書等のうち、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの	辞令書、宣誓書、退職願、処分関係書類、身分証明書、在職証明書、職員派遣に関する文書等
2 職員の権利義務に係る文書等のうち、法令上特別な効果を生じるおそれがあるもの	税務署、共済組合及び地方公務員災害補償基金に提出する文書、退職手当に関する文書、銀行等に提出する文書等
3 公権力の行使等、対外的な行政行為に係るもの	許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等

整理番号

旧姓使用承認申請書

年 月 日

（任命権者）

様

所 属

職 名

職員番号

氏 名

（戸籍上の氏名）

半田市職員の旧姓使用に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり旧姓を使用したいので申請します。

記

1 使 用 す る 旧 姓

2 旧 姓 の 使 用 開 始 年 月 日 年 月 日

3 戸 籍 上 の 氏 の 変 更 年 月 日 年 月 日

4 戸 籍 上 の 氏 の 変 更 理 由

所属長経由欄

所属長 職・氏名

整理番号

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

任命権者

年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 使用する旧姓

2 旧姓の使用開始年月日 年 月 日

		整理番号	
旧姓使用中止届 年 月 日 (任命権者) 殿 所 属 職 名 職員番号 氏 名 (戸籍上の氏名) 半田市職員の旧姓使用に関する要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出ます。 記 1 使用を中止する旧姓 2 使用中止年月日 年 月 日 3 中止する理由			
所属長経由欄 所属長 職・氏名			